

角田市の給与・定員管理等について（平成 25 年度）

1 総括

（1）人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (24 年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成 23 年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
24 年度	31,364	12,784,811	449,182	2,428,492	19.0	18.3

（注）人件費には特別職に支給される給料、報酬等及び事業費支弁人件費を含んでいます。

（2）職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
24 年度	247	913,226	178,983	328,962	1,421,171	5,754	5,696

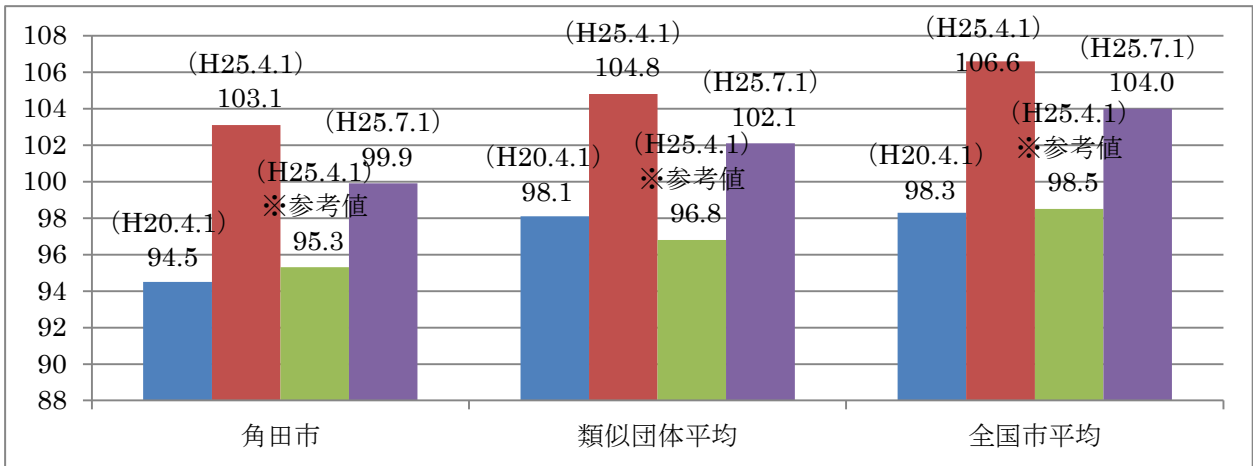
- （注）
- 職員手当には退職手当を含みません。
 - 職員数は平成 24 年 4 月 1 日現在の教育長を含む一般職の人数です。
 - 特別職に支給される給与、報酬は含みません。
 - 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。

（3）特記事項

（給与減額の状況）

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施	平成 25 年 7 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日実施
減額措置の内容	
（給料）市長▲30%、副市長▲20%、教育長▲13%、一般職▲2.0%～▲3.0%（平均 2.5%） （手当）管理職手当▲10%、地域手当▲10%、期末・勤勉手当一律▲7% 【 H25.4.1 ラスパイレス指数 103.1、参考値 95.3、減額時（H25.7.1）99.9 】	

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1. ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2. 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3. 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
角田市	41.0歳	304,613円	368,562円	330,624円
宮城県	42.2歳	330,168円	408,615円	365,997円
国	43.1歳	307,220円 (332,446円)	—	376,257円 (405,463円)
類似団体	43.3歳	325,498円	374,496円	350,250円

② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
角田市	50.0歳	13人	300,833円	340,019円	329,510円
宮城県	50.2歳	220人	333,362円	377,389円	366,794円
国	49.9歳	3,272人	272,119円 (286,850円)	—円	309,534円 (325,400円)
類似団体	49.7歳	21人	304,468円	326,175円	315,565円

- (注) 1. 「平均給料月額」とは、平成 25 年 4 月 1 日現在における各職種の職員の基本給の平均です。
2. 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
3. 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)です。

(2) 職員の初任給の状況(平成 25 年 4 月 1 日現在)

区 分		角田市	宮城県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	163,987 (172,200) 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	141,900 円	—
	中学卒	121,600 円	120,635 円	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成 25 年 4 月 1 日現在)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	該当なし	286,500 円	344,400 円
	高校卒	該当なし	該当なし	286,500 円
技能労務職	高校卒	該当なし	該当なし	該当なし
	中学卒	—	—	—

(注) 経験年数は、採用前に民間企業等に勤務した期間がある場合、その期間を換算し、採用後の勤務期間に加算した年数です。

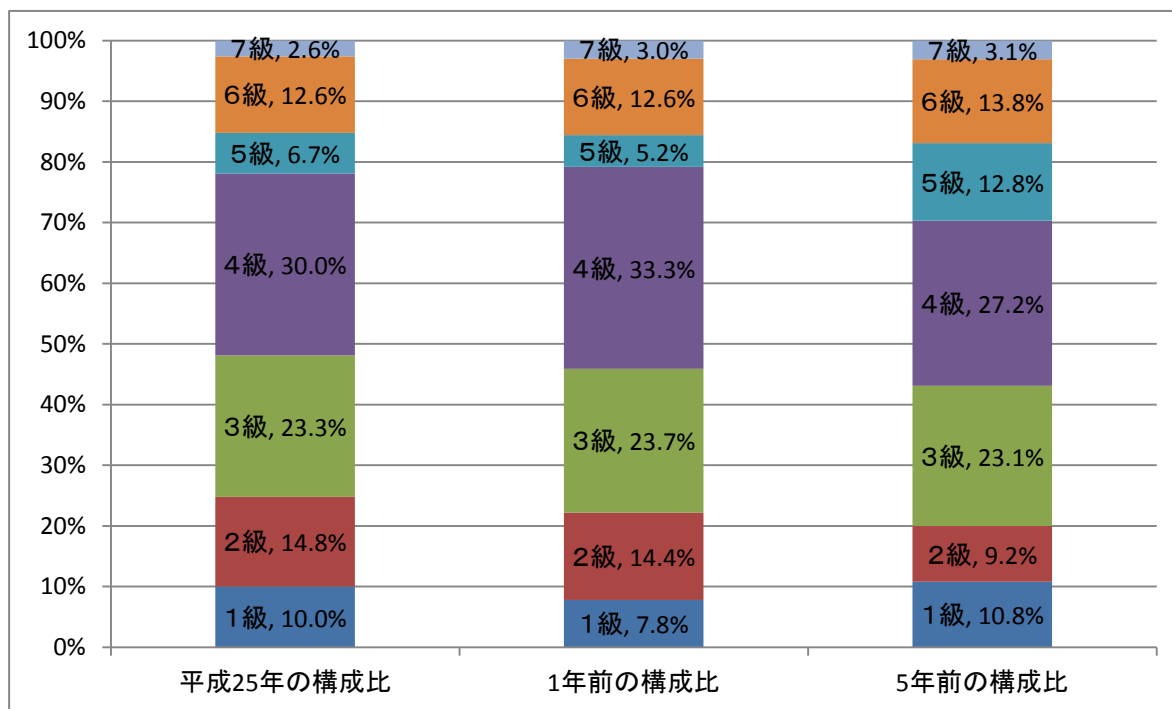
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	定型的な業務を行う職務 (主事、技師)	27人	10.0%
2級	特に高度な知識又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(主事、技師)	40人	14.8%
3級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(係長、主査)	63人	23.3%
4級	課長補佐の職務または、職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(課長補佐、主幹、副主幹)	81人	30.0%
5級	困難な業務を処理する課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(課長補佐、主幹)	18人	6.7%
6級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(部次長、課長、参事)	34人	12.6%
7級	部長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(部長、会計管理者)	7人	2.6%
計		270人	100.0%

(注) 1. 角田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

給与構造改革の導入により、昇給については、勤務成績の反映を一層きめ細かく行う目的で従来の昇給幅を4分割され、1月1日から12月31日までの1年間における業績、能力等を評価（内申）し、その評価に基づき、1月1日に実施する昇給区分を決定することとしております。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

角 田 市	宮 城 県	国
1人当たり平均支給額（24年度） 1,344千円	1人当たり平均支給額（24年度） 1,658千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.35)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤務手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

基準日（6月1日・12月1日）以前の6ヶ月以内の期間における勤務成績（業績、能力等）を適正に評価（内申）し成績率を決定することとしております。

(2) 退職手当（平成25年4月1日現在）

角 田 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額	15,906千円	23,860千円			

- (注) 1. 角田市職員の退職手当は、宮城県市町村職員退職手当組合の退職手当条例により支給されます。
2. 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (24 年度決算)		176 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (24 年度決算)		176,000 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都のうち特別区	18%	0 人	18%
仙台市	6%	1 人	6%
名取市・多賀城市・利府町・富谷町	3%	0 人	3%

(注) 「支給実績」及び「支給職員 1 人当たり平均支給年額」は、平成 24 年度における地域手当の額です。

(4) 特殊勤務手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

区 分		全 職 種	
支給実績 (24 年度決算)		— 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (24 年度決算)		— 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (24 年度)		0.0%	
手当の種類 (手当数)		8 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫業務手当	業務に従事した職員	・感染症、伝染病に係る患者の救護作業	・1 日につき 500 円
		・感染症の病原体の処理作業	・1 日につき 500 円
		・在宅の感染症の患者の訪問調査、療養指導	・1 日につき 500 円
		・伝染病菌を有する家畜に対する防疫業務	・1 日につき 500 円
不快業務手当	業務に従事した職員	・行旅病死人等の取扱い (外勤) 等の業務	・1 件につき 1,000 円
		・行旅病の取扱い (外勤) 等の業務	・1 件につき 500 円
		・行旅病死人等の収容等の作業に使用した資材等処理作業	・1 件につき 250 円
		・非常時に設置した仮設トイレ等のし尿処理又は清掃作業	・1 件につき 250 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (24 年度決算)	92,668 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (24 年度決算)	470 千円
支給実績 (23 年度決算)	108,295 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (23 年度決算)	537 千円

(6) その他の手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国 の 制 度 と の 異 同	国 の 制 度 と 異 なる 内 容	支 給 実 績 (24 年 度 決 算)	支 給 職 員 1 人 当 た り 平 均 支 給 年 額 (24 年 度 決 算)
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部長級 88,500 円 ・ 理事職 77,400 円 ・ 部次長級 72,700 円 ・ 課長級 62,300 円 ・ 参事級 51,900 円 ・ 保育所長等 49,600 円 ・ 保育所長補佐 46,300 円 ※ 平成 11 年 4 月から 10%減額、平成 21 年 1 月から平成 24 年 12 月まで 20%減額支給。	異なる	国は官職に応じ、俸給月額 117,500 円～31,700 円	26,289 千円	658,000 円
扶養手当	1. 配偶者 13,000 円 2. 配偶者以外の扶養親族 7. 1 人につき それぞれ 6,500 円 (職員に配偶者がいない場合は、そのうち 1 人について 11,000 円) ※ 扶養親族である子のうち、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 1 人につき 5,000 円加算	同じ	—	24,175 千円	214,000 円
住居手当	借家・借間に居住している職員 7. 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃 - 12,000 円 1. 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員 (家賃 - 23,000 円) × 1/2 + 11,000 円で 27,000 円を限度	同じ	—	11,097 千円	271,000 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
通勤手当	<p>1. 交通機関等の利用者 支給単位期間の通勤に要する運賃等の相当額。ただし、その月額が55,000円を超えるときは、55,000円×支給単位期間の月数</p> <p>2. 普通自動車等の使用者</p> <p>7. 普通自動車等以外の使用者 使用距離（片道）により 2,000円～24,500円</p> <p>4. 普通自動車等の使用者 使用距離（片道）により 2,200円～33,000円</p>	一部異なる	通勤者の主たる通勤方法が国家公務員と異なることから、一部独自の手当。国の手当は次のとおり。2のイについて、使用距離（片道）により2,000円から24,500円	11,487千円	74,000円
単身赴任手当	<p>公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限（60km以上）を満たす職員 23,000円 加算額 100km～交通距離に依り 6,000円～45,000円</p>	同じ	—	348千円	348,000円
休日勤務手当	<p>休日（祝日法による休日、年末年始の休日）において正規の勤務時間中に勤務した職員 勤務1時間当たりの給与額× 135/100×勤務時間数</p>	同じ	—	1,684千円	22,756円
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員 勤務1時間当たりの給与額× 25/100×勤務時間数</p>	同じ	—	—	—

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（24年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）
管理職員特別勤務手当	<p>管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日または休日等に勤務した場合</p> <p>職員の区分に応じ 6,000円～8,000円</p> <p>ただし、勤務に従事した時間が6時間を越える場合は、その額に150/100を乗じて得た額</p>	同じ	—	988千円	29,058円
災害派遣手当 （武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）	<p>災害応急対策または災害復旧のため国または他の地方公共団体から派遣された職員が、住所または居所を離れて、市の区域に滞在する場合</p> <p>滞在する日1日につき 3,970円～6,620円</p> <p>（滞在期間、施設の利用区分により）</p>	同じ	—	—	—

5 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	4/1～ 755,200 円	(参考) 類似団体における最高／最低額 1,010,000 円 / 389,500 円
		7/1～ 660,800 円 (944,000 円)	
	副市長	4/1～ 634,100 円	800,000 円 / 526,500 円
		7/1～ 596,800 円 (746,000 円)	
報 酬	議 長	447,000 円	500,000 円 / 274,000 円
	副議長	376,000 円	450,000 円 / 234,000 円
	議 員	352,000 円	420,000 円 / 220,000 円
期末手当	市 長	(平成24年度支給割合)	
	副市長	2.95 月分	
	議 長	(平成24年度支給割合)	
	副議長 議 員	2.95 月分	
退職手当	市 長 副市長	(算定方式)	(1 期の手当額) (支給時期)
		944,000 円×在職月数×0.44	19,937,280 円 任期毎
		746,000 円×在職月数×0.26	9,310,080 円 任期毎

- (注) 1. 市長、副市長の給料月額は、平成14年4月からそれぞれ10%、5%、平成21年1月からそれぞれ20%、15%に相当する額を減額支給しており、平成25年7月～平成26年3月はそれぞれ30%、20%減額措置しています。()内は、減額措置前の金額です。
2. 退職手当の「1期の手当額」は4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

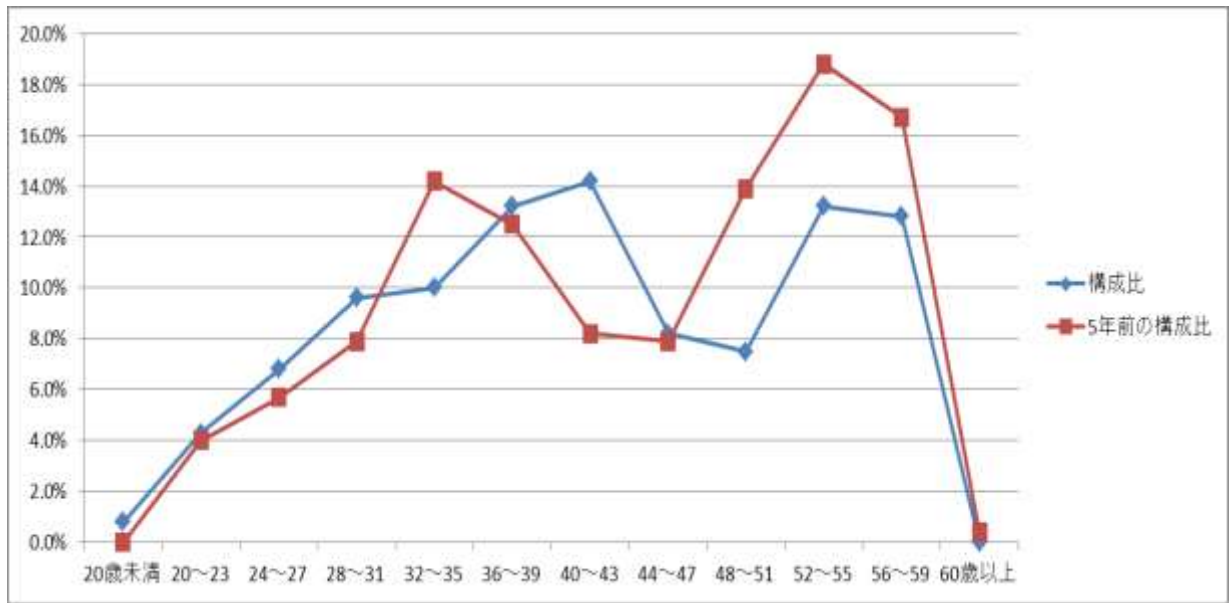
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在、単位：人)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成 24 年	平成 25 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4		
		総 務	71	69	▲ 2	ねんりんピック事業終了による減
		税 務	14	14		
		民 生	45	48	3	施設管理業務の係新設等による増
		衛 生	25	24	▲ 1	放射線対策除染業務関連の減
		農 林 水 産	20	18	▲ 2	ブランド推進課統廃合等による減
		商 工	7	6	▲ 1	退職不補充による減
		土 木	19	21	2	震災復興業務による増
	計	205	204	▲ 1	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 65.04人 (類似団体人口1万人当たりの職員数 68.63人)	
		教 育 部 門	42	41	▲ 1	学校業務員の退職による減
	小 計	247	245	▲ 2	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 78.12人 (類似団体人口1万人当たりの職員数 91.55人)	
公 営 会 社 企 業 部 門		病 院				
		水 道	11	11		
		下 水 道	10	9	▲ 1	人事異動による減
		そ の 他	18	18		
	小 計	39	38	▲ 1		
合 計			286 [366]	283 [366]	▲ 3 [-]	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 90.23人

- (注) 1. 職員数は一般職に属する職員(教育長を含む。)であり、地方公務員の身分を保有する休職者などを含みます。一部事務組合への派遣職員、臨時または非常勤職員を除いています。
2. []内は、定数条例の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	12人	19人	27人	28人	37人	40人	23人	21人	37人	36人	-人	282人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	223	215	211	211	205	204	▲19 (▲8.5%)
教育	47	42	47	49	42	41	▲6 (▲12.8%)
消防							
普通会計計	270	257	258	260	247	245	▲25 (▲9.3%)
公営企業等会計計	39	40	37	37	39	38	▲1 (▲2.6%)
総合計	309	297	295	297	286	283	▲26 (▲8.4%)

(注) 1. 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2. 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

【水道事業】

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	(参考) 平成 23 年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
24 年度	886,906	3,965	79,708	9.0	9.2

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人当たり 給与費 B/A	(参考)水道事業平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
24 年度	12	45,741	5,303	16,144	67,188	5,599	6,350

- (注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。
2. 職員数は平成 25 年 3 月 31 日現在の人数です。

イ 給与抑制措置の状況

管理職手当の減額支給

理事	88,500 円	→	79,650 円 (10%減額)	→	70,800 円 (20%減額)
所長	77,400 円	→	69,660 円 (10%減額)	→	61,920 円 (20%減額)
副所長	62,300 円	→	56,070 円 (10%減額)	→	49,840 円 (20%減額)
参事	51,900 円	→	46,710 円 (10%減額)	→	41,520 円 (20%減額)

注) 平成 11 年 4 月から 10%の減額、平成 21 年 1 月から平成 24 年 12 月は 20%の減額をしています。

平成 24 年 4 月から所長は次長級、副所長は課長級です。

平成 25 年 4 月から理事は部長級、所長は次長級及び副所長は課長級です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
角 田 市	47.0 歳	343,807 円	492,148 円
団体平均	45.2 歳	353,532 円	520,694 円
事業者	— 歳		— 円

- (注) 1. 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。
2. 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

角 田 市		角田市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（24年度） 1,438千円		1人当たり平均支給額（24年度） 1,332千円	
(24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分		(24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成25年4月1日現在）

角 田 市			角田市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円			1人当たり平均支給額 15,906千円 23,860千円		

- (注) 1. 角田市職員の退職手当は、宮城県市町村職員退職手当組合の退職手当条例により支給されます。
 2. 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）		—	
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）		—	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
東京都のうち特別区	18%	0人	18%
仙台市	6%	0人	6%
名取市・多賀城市・利府町・富谷町	3%	0人	3%

エ 特殊勤務手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分		全 職 種	
支給実績（24 年度決算）		—	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（24 年度決算）		—	
職員全体に占める手当支給職員の割合（24 年度）		—	
手当の種類（手当数）		—	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—

オ 時間外勤務手当

支給実績（24 年度決算）	1,637 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（24 年度決算）	136 千円
支給実績（23 年度決算）	6,502 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（23 年度決算）	500 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（24 年度決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額（24 年度決算）
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事 88,500 円 ・ 所長 72,700 円 ・ 副所長 62,300 円 ・ 参事 51,900 円 ※ 平成 11 年 4 月から 10%減額、平成 21 年 1 月から平成 24 年 12 月まで 20%減額支給しています。	同じ	—	1,530 千円	510,150 円

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（24年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）
扶養手当	1. 配偶者 13,000 円 2. 配偶者以外の扶養親族 7. 1人につき それぞれ 6,500 円（職員に配偶者がいない場合は、そのうち 1人について 11,000 円） ※ 扶養親族である子のうち、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 1人につき 5,000 円加算	同じ	—	1,482 千円	211,657 円
住居手当	借家・借間に居住している職員 7. 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃－12,000 円 4. 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員 （家賃－23,000 円）×1/2＋11,000 円で 27,000 円を限度	同じ	—	312 千円	312,000 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（24年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）
通勤手当	<p>1. 交通機関等の利用者 支給単位期間の通勤に要する運賃等の相当額。ただし、その月額が55,000円を超えるときは、55,000円×支給単位期間の月数</p> <p>2. 普通自動車等の使用者</p> <p>7. 普通自動車等以外の使用者 使用距離（片道）により 2,000円～24,500円</p> <p>1. 普通自動車等の使用者 使用距離（片道）により 2,200円～33,000円</p>	同じ	—	342千円	57,067円
休日勤務手当	<p>休日（祝日法による休日、年末年始の休日）において正規の勤務時間中に勤務した職員 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数</p>	同じ	—	—	—
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数</p>	同じ	—	—	—
管理職員特別勤務手当	<p>管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日または休日等に勤務した場合 職員の区分に応じ 4,000円～8,000円 ただし、勤務に従事した時間が6時間を越える場合は、その額に150/100を乗じて得た額</p>	同じ	—	—	—